

シンポジウム

子どもの相談・救済機関の実現に向けて ～こども家庭庁・こども基本法の課題～

日時：8月24日（水）午後4時～午後6時
オンライン開催・事前申込制

【企画概要】

第208回通常国会で、こども家庭庁設置法、こども基本法が可決され、来年度中に、こども家庭庁が設置される予定です。

子どもに関する政策の主要機関が設置され、子どもの権利条約の精神にのっとった基本法が制定されることにより、日本国内での子どもの権利保障がより充実することが期待できます。

一方で、国連子どもの権利委員会も設置を勧告してきた、「子どもの権利を救済するための独立した第三者機関(子どもの権利擁護委員会)」の設置は見送られました。

子どもの権利条約を批准した国として責任を果たし、「こどもまんなか社会」を実現するためには、子どもの声を聴き、子どもの権利を守るための第三者機関の設置は欠かせません。日本国内では、国家に先行して地方公共団体で子どもの相談・救済機関が設置されています。

そこで、既に設置されている地方公共団体の機関の取組を紹介するとともに、国家による機関設置の必要性や、こども家庭庁・こども基本法の課題などについて考えていきます。

【講師・報告者】

●平野 裕二 氏

子どもの権利条約総合研究所運営委員

●大崎 克之 会員

神奈川県弁護士会、川崎市人権オンブズパーソン

●粕田 陽子 会員

愛知県弁護士会、名古屋市子どもの権利相談室“なごもっか”子どもの権利擁護委員

●平尾 潔 会員

第二東京弁護士会、世田谷区子どもの人権擁護機関“せたホッと”せたがやホッと子どもサポート委員

※その他調整中

【お申込方法】

以下のURLか二次元バーコードよりお申し込みください。

(URL) <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/komoushikomi/children22/>

申込期限：2022年8月15日（月）まで

※上記期日までにお申込いただいた方に、URLや資料等の開催情報をお知らせします。

上記申込期限前でも、ウェブ会議の定員に達し次第、締切とさせていただきます。

※本企画の録画や録音は禁止します。



ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本イベントのために利用します。

また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあるほか、個人情報は統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。